

○さいたま市食品衛生法施行細則

平成14年 3月29日

規則第68号

(趣旨)

第1条 この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）、乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和26年厚生省令第52号）、食品衛生法施行条例（平成12年埼玉県条例第22号）、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成14年埼玉県条例第78号）、食品衛生法施行細則（昭和48年埼玉県規則第48号）、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成15年埼玉県規則第83号）及びさいたま市食品衛生法施行条例（平成14年さいたま市条例第100号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(全部改正〔平成15年規則44号〕、一部改正〔令和3年規則58号・6年76号〕)

(営業許可書の交付)

第2条 さいたま市保健所条例（平成13年さいたま市条例第309号）の規定により設置された保健所の長は、法第55条第1項の規定による営業の許可をしたときは、当該営業許可申請者に対し、営業許可書（様式第1号又は様式第1号の2）を交付するものとする。

(追加〔平成17年規則115号〕、一部改正〔令和2年規則82号・3年58号〕)

(許可事項の揭示)

第2条の2 条例第3条の規定により揭示する書面は、前条で定める営業許可書又は次の各号の事項を示す書面とする。

- (1) 施設の所在地又は施設の保管場所の所在地
- (2) 施設の名称、屋号又は商号
- (3) 法第55条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
- (4) 営業の種類
- (5) 営業許可期間
- (6) 許可条件

(食品衛生監視員による食品等の移動の停止命令)

第3条 食品衛生監視員は、営業者が法第6条、第10条から第12条まで、第13条第2項若しくは第3項、第16条、第18条第2項若しくは第3項又は第20条の規定に違反していると認め、かつ、食品衛生上の危害を除去するため緊急を要するときは、法第59条の規定

により、その営業者に対し、期間を定めて食品、添加物、器具又は容器包装の移動の停止を命じることができる。

(一部改正〔平成15年規則44号・16年26号・17年115号・令和2年82号・3年58号〕)

(届出等の様式)

第4条 次の各号に掲げる届出等は、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 営業許可の申請又は営業届出 営業許可申請書・営業届(新規、継続)(様式第2号)
- (2) 営業許可申請事項又は営業の届出事項の変更の届出 営業許可申請書・営業届(変更)(様式第3号)
- (3) 許可営業又は届出営業の廃業の届出 営業許可申請書・営業届(廃業)(様式第4号)
- (4) 譲渡、相続、合併又は分割による営業許可又は営業届出の地位の承継の届出 地位承継届(様式第5号)
- (5) 食品衛生管理者の選任又は変更の届出 食品衛生管理者選任(変更)届(様式第6号)
- (6) 自主回収の届出 自主回収届(着手、変更、終了)(様式第7号)
- (7) ふぐ処理施設の認定の申請 ふぐ処理施設認定申請書(様式第8号)
- (8) ふぐ処理施設の認定書 ふぐ処理施設認定書(様式第9号)
- (9) 譲渡、相続、合併、分割によるふぐ処理施設営業者の地位の承継の届出 ふぐ処理施設認定書交付申請書(様式第10号)
- (10) ふぐ処理施設認定書の再交付の申請 ふぐ処理施設認定書再交付申請書(様式第11号)
- (11) ふぐ処理施設認定書の返納 ふぐ処理施設認定書返納届(様式第12号)
- (12) 専任ふぐ処理者の変更 専任のふぐ処理者変更届(様式第13号)
- (13) ふぐの処理の廃止 ふぐ処理施設廃止届(様式第14号)

(一部改正〔平成15年規則44号・16年26号・17年115号・18年109号・令和2年82号・3年58号・4年50号・5年100号・7年43号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、県規則の規定により埼玉県知事若しくは埼玉県保健所条例(昭和25年埼玉県条例第42号)により設置された保

健所の長（以下「知事等」という。）が行った処分その他の行為又はこの規則の施行の際現に県規則の規定により知事等に対してなされている申請その他の行為で、施行日以後において市長若しくは保健所長（以下「市長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この規則の相当規定により市長等が行った処分その他の行為又は市長等に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（岩槻市の編入に伴う経過措置）

- 3 岩槻市の編入の日の前日までに、県規則の規定により知事等が行った処分その他の行為又は岩槻市の編入の際現に県規則の規定により知事等に対してなされている申請その他の行為で、岩槻市の編入の日以後において市長等が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この規則の相当規定により市長等が行った処分その他の行為又は市長等に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（追加〔平成17年規則115号〕）

附 則（平成15年3月27日規則第44号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第115号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月30日規則第109号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成18年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において提出されたふぐ提供施設届、ふぐ提供施設変更届又はふぐ提供施設廃止届は、この規則による改正後のさいたま市食品衛生法施行細則の規定により提出されたものとみなす。

附 則（平成25年3月29日規則第38号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日規則第99号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第99号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市食品衛生法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (令和2年5月29日規則第82号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。ただし、様式第13号から様式第15号までの改正(「第8条関係」を「第7条関係」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第1条の規定による改正後の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第50条の2第2項に規定する公衆衛生上必要な措置については、令和3年5月31日までの間は、この規則による改正前のさいたま市食品衛生法施行細則第2条の基準によることとする。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市食品衛生法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和2年12月14日規則第106号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市食品衛生法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (令和3年5月31日規則第58号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市食品衛生法施行細則様式第24号から様式第33号までの規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (令和4年3月31日規則第50号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条第15号から第17号までを削る改正、様式第1号及び様式第1号の2の改正並びに様式第16号から様式第18号までを削る改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市食品衛生法施行細則様式第1号、様式第1号の2及び様式第9号から様式第15号までの規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (令和5年12月13日規則第100号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和6年3月31日規則第76号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月25日規則第43号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正及び様式第8号を削る改正規定並びに様式第9号を様式第8号とし、様式第10号から様式第15号までを1号ずつ繰り上げる改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市食品衛生法施行細則様式第2号、様式第3号及び様式第9号から様式第15号までの規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市食品衛生法施行細則様式第1号、様式第1号の2、様式第2号及び様式第3号の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

